

せいり ばんごう 整理番号	8-4-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	びょうき 病気		
こう ぐく 項目	こうてき いりょうほけん 公的医療保険		
ない よう 内容	いりょうひ こうてきいりょうほけん 医療費と公的医療保険		

1 想定される質問の背景

- 医療保険を知らない。出身国に類似制度がなく、必要性が理解できない。

2 基本的な質問と回答

相談者 なぜ、元気なうちから、病気になったとのために保険に入らなければならないのですか？

回答者 毎月保険料を支払い、業務外の原因による病気、けがなどをした場合に、医療費の負担を軽くする相互扶助制度が公的医療保険です。公的医療保険に加入していないと、医療費の総額を支払うことになり、多額の支払が必要になります。

相談者 会社に勤めています。どんな公的医療保険に入れますか？

回答者 公的医療保険には、会社や工場で働く人とその家族を対象に勤務先で加入する健康保険と、自営業の人や勤務先の健康保険に加入していない人を対象に住んでいる市区町村で加入する国民健康保険の2種類があります。

⇒ 健康保険 8-4-2へ

⇒ 国民健康保険 8-4-3へ

相談者 外国籍でも国民健康保険には加入できますか？

回答者 外国人登録をしていて、入管法により決定された在留期間が1年以上の人が国民健康保険の被保険者となります(強制加入)。ただし、在留期間が1年より少ない人でも、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により在留期間の始期から1年以上日本に滞在すると認められる人は加入できます。

3 派生する質問と回答

相談者 健康保険を使わない場合は、支払った保険料は返還されますか？

回答者 医療費の負担を軽くするための相互扶助制度ですので、病気にならなかったため使わなかった場合でも、支払った保険料は返還されません。

相談者 海外での病気や事故による治療費にも保険は適用されますか？

回答者 保険医療機関としての指定を受けた医療機関で受けた一定の治療費用が対象です。ただし、海外旅行中、すぐに手当を受けなければならない急病やけがとなり、やむを得ず保険医療機関となっていない海外の病院で自費診察をした場合で、やむを得ない理由が認められれば、療養費が支給されます。療養費の額は、実際に支払った額ではなく、保険診療を行ったとした場合の基準によって計算した額が支給され、実際に支払った額が、保険診療の基準による額より少ないときは、実際に支払った額が支給されます。なお、保険診療では、一部負担金を負担することになっていますので、一部負担金相当額を差し引いた額が療養費として支給されます。なお、海外での病気やけがに備える保険は民間保険会社でも販売していますので、詳しくは保険会社や旅行会社と相談してみてください。